

孫たちのために！

1948年3月20日生まれの私は、今72歳。今年にはコロナ禍もあって、お坊さんもみえず、親族もあつまらないお盆となりました。

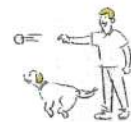
気づいたことは、「なんか自由だなあ！」ということです。料理の準備や必要な案内や買い物やあれこれ考える必要がなくなりました。妻の発案で孫たちには「お盆玉」をくばりましたが、お正月も静かなものになりそうです。



コロナ禍や毎年の「今までにない想定外の豪雨」、私たちの日常が非日常になり、日本のあちこちで非日常が日常になりました。なにか楽しいことを始めないとみんな息ができなくなりそうです。孫たちのために、爺さんになにができるかを真剣に考えています。

ゆっくり寛げる山羊や鶏の遊ぶ「ハーブ園」はどうでしょう。すぐ近くの筑後川の河原で犬たちと戯れるのはどうでしょう。スイカ畑やいも畑が身近にある暮らしはどうでしょう。いやいや、之は自分の夢でした。

偶然に手に入れた「自由」ですが、ゆっくり出来たらいいなあ！



四ヶ所十郎

こちら総務部便り

Vol.10

2020
長月号



損害保険金と税金

異常気象などにより、毎年災害の頻度が多くなってきています。災害の影響により建物などの修理が必要で、保険金を受け取った方々も多いと思われます。今回は、損害保険金についての会計処理、税務処理をご説明します。

※損害保険金を受け取った場合の取扱いですが、その保険対象や契約者が個人か法人かによって大きく異なります。

①消費税の計算（法人、個人）

受け取った損害保険金は、消費税の対象外となるため、消費税の計算には影響しません。一方で、修復工事などについては、消費税の課税仕入れに含めることができます。

②個人事業主の場合（所得税）

災害によって加えられた資産の損害に起因して受け取った損害保険金は、原則非課税です。

【事業の収益に計上しない場合（原則）】

- ・事業用の固定資産に対する損害についての保険金
 - 廃棄した場合：簿価>保険金の場合 → 差額（簿価-保険金）を経費計上
 - 簿価<保険金の場合 → 経費計上なし
 - 修繕した場合：修繕費>保険金の場合 → 差額（修繕費-保険金）を経費計上
 - 修繕費<保険金の場合 → 経費計上なし

※【例外】商品や材料等の棚卸資産の損害保険金、休業補償等の収益補償等は課税対象。

③法人の場合（法人税）

損害保険金として受け取った金額は雑収入として、収益に計上します。また、修繕などにかかった分は経費に計上します。よって、法人は個人とは異なり課税対象です。（保険金で代替の固定資産を取得した場合、圧縮記帳という制度により法人税の繰り延べができる場合があります）

損害保険金を受け取られた場合には、契約内容や契約者によって取扱いが異なりますので判断の際にはご注意ください。



辻直英

「ショートカットキー」で 仕事時間を短縮！



こちら総務部便りをよくご覧になる方はたぶん仕事でパソコンを利用していることが多いと思います。パソコンでWindowsやExcelやWordなど日々操作しますよね。皆様はだいたいマウスだけ利用しているでしょうか。いつもの操作よりももっと時間短縮をするためには、マウスを使わずにショートカットキーの使用がおすすめです。仕事がカッコよく見えるし、スムーズに進みますので、覚えておいて損はありません。そのためにWindowsのショートカットキーを少し紹介させていただきます。皆様ぜひご利用ください。



操作を元に戻す	Ctrl + Z
元に戻した操作をやり直す	Ctrl + Y
すべての項目を選択する	Ctrl + A
選択した項目を切り取る	Ctrl + X
選択した項目をコピーする	Ctrl + C
切り取り、コピーした項目を貼り付ける	Ctrl + V
新規ウィンドウを開く/ファイルを作成する	Ctrl + N
ファイルを保存する	Ctrl + S
ファイルを開く	Ctrl + O
ファイルを印刷する	Ctrl + P

ウィンドウを最大化・最小化する	Windows + ↑ ↓
ウィンドウを左半分・右半分に合わせる	Windows + ← →
すべてのウィンドウを最小化する	Windows + M
ウィンドウを閉じる	Ctrl + W
スクリーンショットを撮影する	PrtScr
スクリーンショットを撮影して保存する	Windows + PrtScr
指定した範囲のスクリーンショットを撮影する	Windows + Shift + S
日本語入力の ON/OFF [半角/全角]	Capslock
半角英字変換	F10
全角英字変換	F9
半角カタカナ変換	F8
全角カタカナ変換	F7
ひらがな変換	F6

フウソ

利益と キャッシュフローの違い⑦

今回は、貸借対照表（BS）と損益計算書（PL）を用いて利益とキャッシュフローを見ていきます。

ケース1

掛け取引で100円の対価のサービスを提供して、決算期を迎えた。

貸借対照表			損益計算書	
資産		負債		
売掛金	100		売上高	100
		純資産	税金	30
			利益	70

ケース2

現金取引で100円の対価のサービスを提供して、決算期を迎えた。

貸借対照表			損益計算書	
資産		負債		
現金	100		売上高	100
		純資産	税金	30
			利益	70

※ケース1、ケース2共に負債等などの詳細は省略します。税金は利益の30%としています。

ケース1とケース2を比較すると利益は**同じ70円**になります。しかし、貸借対照表の資産にあるものは、ケース1の場合は売掛金であり、**キャッシュではありません**。税金の納付期限までに売掛金を回収できなければ資金調達に奔走することになります。ケース2の場合は、キャッシュが100円あるので、税金の30円を資金調達に奔走することなく納付が可能です。

これで利益=キャッシュではないことが、視覚的に掴めるのではないのでしょうか。

前問



毎日毎日ニュースで流れる新型コロナの感染者数。この先どうなるのかまったく分かりませんが、一番心配なのは経済活動ではないでしょうか。

コロナの収束と元通りの経済活動を目指すのか、それともこのまま新しい経済活動を模索していくのか。

いずれせよ、100年に一度はこのようなパンデミックが起こることを考えれば、変化への対応力こそが最も求められる力なのかもしれないと思います。

ウイルスも絶えず変化していくことから、人間も事業者も進化し続ける必要があります。元に戻すというよりは、適応していくという考え方のほうが個人的にはしっくりきています。

ある意味では、人間の価値観を見つめ直す良い機会なのかもしれないと感じながら、ただ悲観的になるのではなく、日々を過ごしています。

四ヶ所 直樹



コロナ給付金は
利益に

ここ1、2ヶ月の間で法人の申告をしてると3社に2社の割合で国の持続化給付金（法人は200万円、個人事業者は100万円）や県や市町村独自のコロナ給付金を受け取ってあります。

このコロナ給付金は、経理の勘定科目は雑収入となり、利益となります。法人であれば法人税、個人事業者であれば事業所得で所得税の課税対象になります。

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業が大きく悪化した中小企業や個人事業主などに対して支給されるものなので、大きく売上が下がり赤字になっていけば法人税や所得税がかかる心配はありませんが、そうでなければ、法人税や所得税が課税されるということを考えておいて下さい。

～北原～



こちら
総務部
便り
2020
長月号